

議会基本条例って何？

市民が安心して生活できる豊かなまちづくり

議会基本条例とは

市民に関われた議会、市民参加を推進する議会を目指し、自らの創意工夫により政策立案及び政策提言を行い、更なる議会改革を継続し、市長との健全な緊張関係を保持しながら、真の地方自治の実現に邁進するため、議会の役割を明らかにするとともに、市政の情報公開と市民参加を原則とした下関市議会及び下関市議会議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする下関市議会における最高規範の条例です。

下関市議会基本条例
のイメージ

市長

市民

地方自治体は、市長も議員も市民の直接選挙で選ばれる二元代表制により政策が決定されています。

二元代表制

議会

下関市議会は
「議会改革を」
進めています！

☆市民と議会の関係

市民参加及び市民との連携(第5条)

市民と議会のつどい(第6条)

議会広報の充実(第7条)

☆議会及び議員の活動原則等

議会の活動原則(第2条)

災害時における議会の対応(第2条の2)

議員の活動原則(第3条)

会派(第4条)

☆議会運営

委員会の活動(第12条)

議員相互間の自由討議等(第13条)

☆政務活動費

政務活動費(第14条)

☆議会及び議会事務局の体制強化

予算の確保(第15条)

議員研修の充実強化(第16条)

議会事務局の体制整備及び強化(第17条)

議会図書室(第18条)

☆議員の政治倫理、身分及び待遇

議員の政治倫理(第19条)

議員定数及び議員報酬等(第20条)

☆最高規範性で見直し手続

最高規範性(第21条)

見直し手続(第22条)

☆市長と議会の関係

緊張関係の保持(第8条) 議会審議における論点情報の形成(第9条)

予算及び決算における政策説明資料の作成(第10条) 議決事件の拡大(第11条)

分かりやすく、市民に関われた議会を実現します